

石川県事業転換支援融資制度要綱

1 目的

この制度は、県内中小企業者における成長分野等への事業転換を促し、もって本県産業の持続的な発展に資することを目的とする。

2 融資対象

(1) 一般分

原則として、3年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営んでいる中小企業者及び当該中小企業者を構成員とする組合(以下「中小企業者等」という。)が行うものであって、次のいずれかに該当し、かつ、投資の妥当性が認められるものに限る。ただし、同一の事業を3年以上継続し、県内での長期的な事業継続が見込まれるとして知事が特に認めた場合は、3年以上県内に事業所を有さない中小企業者等も対象とする。

- ① 「中小企業再生・事業転換支援プログラム」の支援チームの指導を受けている者で、現在行っている事業を廃止し、他業種(当該企業がこれまで行ってきた事業が属する業種と日本標準産業分類の細(4桁)分類で異なる業種をいう。以下同じ。)への事業転換を行うもの
- ② 多角化を目的として他業種に属する事業を開始する場合(開始後1年を経過していないものを含む。)において、新たに開始する事業の売上高が、開始から5年以内に全売上高の20%以上を占めることが見込まれるもの
- ③ 多角化を目的として他業種に属する事業を行う会社を設立する場合(新会社に出資する場合であって、新会社の設立の日以後1年を経過していないものに限る。)において、新会社により開始する事業に着手していることが明らかであり、かつ、新会社により開始する事業の売上高が、開始から5年以内に現在の事業の売上高と新会社により開始する事業の売上高の合計額の20%以上に相当することが見込まれるもの

(2) 格差対策分

一般分の対象者のうち、次のいずれかに該当するもの

① 小規模企業

次のいずれかに該当するもの

- ア 常時使用する従業員が20人以内(商業又はサービス業(イに定めるものを除く)は5人以内)のもの
- イ 宿泊業、娯楽業にあつては、常時使用する従業員が20人以内のもの

② 不況業種

現在行っている主たる事業が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号の指定業種であるもの

③ 過疎地域

転換後の新事業の主たる実施場所が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項、第3条第1項、2項、第41条第1項、2項、3項、第42条、第43条に規定する過疎地域又はこれに準ずる地域として知事が認めた地域であるもの

3 資金の使途

他業種への事業転換及び多角化に必要な事業資金

4 融資条件

(1) 融資限度額

融資の最高限度額は、5,000万円とする。ただし、知事が特に認めた場合は、2億円とする。

なお、いずれの場合も運転資金については、2,000万円以内とする。

(2) 融資期間

ア 設備資金については、10年以内(うち据置は3年以内とし、固定金利)又は15年以内(うち据置は3年以内とし、変動金利)とする。

イ 運転資金については、7年以内(うち据置は1年以内)とする。

5 認定の手続等

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、商工会議所、商工会、石川県中小企業団体中央会又は公益財団法人石川県産業創出支援機構(以下「商工会議所等」という。)に提出するものとする。ただし、石川県中小企業団体中央会にあっては、組合に係るものに限る。

6 融資の申込手続

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第2)に、この要綱及び石川県制度金融通則5に定める知事又は商工会議所等の認定書(写し)を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

(別記様式第1)

年 月 日

(商工会議所・商工会・石川県中小企業団体中央会・公益財団法人石川県産業創出支援機構)

様

所在地
(住所)
企業名
代表者名

石川県事業転換支援融資に係る認定申請書

石川県事業転換支援融資制度要綱に基づき、別紙の事業

〔	一般分	〕	に
	格差対策分		
	(小規模、不況業種、過疎地域)		

について認定を受けたいので申請します。

石川県事業転換支援融資に係る認定書

上記の事業は、石川県事業転換支援融資制度要綱2の

〔	(1) 一般分	〕	に
	(2) 格差対策分 (小規模、不況業種、過疎地域)		

該当するものとして認定します。

年 月 日

(商工会議所・商工会・石川県中小企業団体中央会・公益財団法人石川県産業創出支援機構)

(注意事項)

この認定を受けた後、取扱金融機関への借入れ申込み及び融資審査を経ることが必要です。また、保証付き借入れの場合には、加えて石川県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。

(別紙の記載事項)

1 事業計画の概要

(1) 事業の名称	(主任担当)
(2) 実施場所	
(3) 実施期間	(操業開始予定 . .)
(4) 実施目的	
(5) 事業の内容	
(6) その他	①常時使用する従業員数 ②現行の主たる業種

2 事業計画

年 月 日	事業実施の内容

(注) 全事業計画を事業年次ごとに記入すること。

3 事業実施の効果

--

(注) 要綱2の(1)の②又は③に該当するものについては、当該事業転換・多角化による売上高が当該事業転換・多角化の開始から5年以内に全売上高の20%以上を占める見込みを具体的数値を交えて記入すること。

4 実施規模

区 分		金 額	主要な内訳（金額内訳含む。）
設 備 資 金	土 地	千円	
	建 物 (附属設備含む。)		
	主 要 設 備 器 具		
	そ の 他		
	計		
運 転 資 金			
合 計			

5 資金調達計画

区 分	金 額	金 融 機 関	借入予定年月日
当 該 借 入 金	千円		
そ の 他 の 借 入 金			
自 己 資 金			
そ の 他			
合 計			

6 当該制度以外の助成措置（予定を含む。）の状況

交付機関名	交付年度	補 助 金 の 名 称	金 額
			千円

(添付資料)

- 1 過去3事業年度の決算書の写し（各1部）
- 2 所要資金の根拠資料（見積書、カタログ等）
- 3 建物平面図（施設等の新增設又は改築の場合）
- 4 商業登記簿謄本（多角化を目的として他業種に属する事業を行う会社を設立する場合には、既存事業を行っている会社及び新設した会社のもの各1部）
- 5 その他商工会議所等が必要と認めて指示する書類

(別記様式第2)

年 月 日

(金融機関)

様

所在地
(住所)
企業名
代表者名

石川県事業転換支援融資借入申込書

上記資金の借入れをしたいので、石川県事業転換支援融資制度要綱に基づき、認定書（写し）を添付して下記のとおり申し込みます。

記

申込金額 金 _____ 円

ただし、

〔	一般分	〕	として
	格差対策分(小規模、不況業種、過疎地域)		

資金内訳 設備資金 金 _____ 円

運転資金 金 _____ 円

償還方法 分割 (_____ カ月)

保証人 (住所、氏名、職業)

